

あきた材パートナー登録実施要領

制 定 令和7年4月1日 林産－926

第1 趣旨

この要領は、あきた材パートナーの登録に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) あきた材

県内及び隣県の森林から生産された原木（広葉樹にあつては、県外の森林から生産された又は輸入された原木及び一次加工品を含む）であつて、県内で加工された木材製品。

(2) あきた材サポーター

秋田県と連携して住宅、店舗及び事務所等の建築（以下、「住宅等の建築」という。）において県産材利用の拡大及び強化に取り組むとともに、あきた材パートナーの開拓・登録に協力する木材関連商社、プレカット工場、木材関連団体、建築主等であつて、あきた材サポーター登録実施要領に基づき秋田県にサポーター登録した者。

(3) あきた材パートナー

県外であきた材の普及活動とともに、住宅等の建築においてあきた材の利用に取り組む工務店、住宅メーカー等であつて、本実施要領に基づき秋田県にパートナー登録した者。

(4) あきた材普及活動

県外において、広くあきた材をPRするため、あきた材パートナーが行う広報活動やイベント活動をいう。（別表1参照）

第3 あきた材パートナーの登録申請等

1 登録申請

あきた材パートナー登録を受けようとする者は、登録申請書（様式①、別紙）を知事に提出しなければならない。

2 登録の審査

知事は、前項の規定により登録申請書の提出があつたときは、当該申請書の内容等について、次に掲げる基準のいずれかに該当しているか審査を行うものとする。

- (1) 第3の2(2)及び(3)の計画を立てるための秋田県及びあきた材サポーターとの情報交換を行う意思があること。
- (2) あきた材を利用した住宅等の建築に取り組む計画があること。
- (3) あきた材の具体的な普及活動計画を有すること。

3 登録及び登録証の交付

- (1) 知事は前項の規定による審査の結果、適当であると認める場合は、あきた材パートナーとして登録するものとする。
- (2) 知事は前項の規定による登録を行ったときは、あきた材パートナー登録証(様式②)を交付するものとする。

4 登録事項の変更

- (1) 登録された者は、次に掲げる登録事項に変更を生じた場合は、登録事項変更届出書(様式③)を知事に提出しなければならない。
 - ① 登録された住所及び氏名の変更(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名)
 - ② 前号に掲げるもののほか、知事が届出の必要があると認める変更
- (2) 知事は、前項の登録事項変更届出書を受理した時は、その旨をあきた材パートナーに通知するものとする。

5 登録の取消

知事は、あきた材パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請書(様式①、別紙)、その他提出書類の記載内容に虚偽があったことが明らかにになったとき。
- (2) 登録取消の申出があったとき。
- (3) 第3の2に掲げる登録基準を満たさなくなったとき。
- (4) 森林関係法令等の違反など不適切な行為があったとき。

第4 その他

この定めのないものについては、必要により、県と協議して定めるものとする。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 （第 2 の(4)関係）

あきた材普及活動	
1 広報活動	
・ ホームページへの掲載	
・ 自社パンフレット等への掲載	
・ 住宅関連雑誌等への掲載	
・ のぼり旗等の設置	
	等
2 イベント活動	
・ 住宅の見学会又は内覧会の開催	
・ 住宅関連イベントへの出展	
・ 国産材利用促進等の関連イベントへの出展	
・ 森林ツアーや産地見学会の開催	
	等

令和 年 月 日

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名

企業名称 代表者の職・氏名

電話番号

あきた材パートナー登録申請書

あきた材パートナーとして登録を受けたいので、あきた材パートナー登録実施要領
第3の1の規定により、別紙のとおり申請します。

様式① 別紙

1 登録（企業）名	
2 木造住宅等の建築実績	_____棟 ・ 実績なし
3 秋田県等との情報交換	希望する
4 あきた材利用計画	住宅 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 店舗 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 事務所 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 その他 (構造等) _____棟、(内装等) _____棟 計 _____棟
5 あきた材普及活動の計画	
6 メールアドレス	
7 備考	

- ※ 1 「2 木造住宅等建築実績」欄は前年度の実績棟数を記入してください。
- 2 「3 あきた材利用計画」欄は、当年度の（「住宅・店舗・事務所・その他」別、「構造等・内装等」別）棟数の見込を記入してください。
- 3 「4 あきた材普及活動計画」欄は、可能な限り具体的に記入してください。



あきた材パートナー登録証

登録番号 第 号

企業名

住 所

登録日 令和 年 月 日



秋田県知事

佐竹 敬久

秋田県
知事

令和 年 月 日

秋田県知事

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

氏名

（ 企業名称
代表者の職・氏名 ）

電話番号

登録事項変更届出書

令和 年 月 日付けで登録された事項に変更が生じたため、あきた材パートナー登録
実施要領第3の4(1)の規定により、下記のとおり届出ます。

	変更前	変更後
住 所		
氏 名		
その他事項		

※ 変更事項の内容を確認することができる書類を添付してください。